

弁護士がレクチャーする!



# 連載「知って得する法律知識」

井上晴夫法律事務所 弁護士 井上 晴夫

## 第5回 事業承継各論

### 事例

私は小さな建設会社を経営しておりますが、60歳を過ぎ、そろそろ長男に社長を譲りたいと思っております。長男は都内の大学を出た後、暫くは大手ゼネコンで修業を積んで、30歳を機に島根に帰ってきて、現在は専務として私をサポートしてくれています。長男に社長を譲るためには、法律・税務の他色々問題があると思いますが、どのような点に気をつければよいでしょうか。なお、当社の株式は、私が80%を保有しています。

### 回答

前回と同じ事例を使って、今回は株式の移転と事業用資産の移転という法律面の肝の部分についてお話ししたいと思います。

まず、スタートは、後継者を決めて、従業員、取引先、金融機関などにアナウンスすることです。そしてゴールは、後継者に3分の2以上の自社株を取得させることと、事業用資産を後継者に移転することです。3分の2というのは、定款変更や事

業譲渡など会社にとって重要な決議をするには、株主総会の出席株主の議決権の3分の2以上の賛成が必要なので、後継者が自分の意思で重要事項を決定できるようにするためです。

ではどうやって自社株を後継者に集中させるのでしょうか。株式は、その所有者の死亡による相続に伴って相続人に分散してしまいます。ですので、社長の生前、できれば元気なうちに対策を練って実行に移す必要があります。

社長から後継者に株式を移転させる最も簡単な方法は売買です。しかし、売買には買取り資金が必要になるので、簡単なようで実現が難しい方法です。生前に株式を移転するには、生前贈与が最もポピュラーな方法と言えるでしょう。ただ、この方法による場合、株式の値段によって贈与税がかかってしまいますし、後述する遺留分の問題もありますので注意が必要です。そこで、生前贈与しきれなかったものについては、後継者に株式を相続させる旨の遺言書を作成するといいたいでしょう。

このように、生前贈与と遺言書の組み合わせが基本となりますが、これらにより後継者以外の相続人の遺留分を侵害していると、社長の死後に遺留分減殺請求の紛争が起こりえ

ます。遺留分は、各相続人に最低限保障された相続分を言いますので、遺留分を侵害しないように遺言書を作成するべきですが、それでも侵害してしまう場合は、定款変更により議決権制限株式を発行したり、非後継者に金銭等財産を事前に与えることで、社長の生前に遺留分を放棄してもらおうなどの対策が必要になります。

事業用資産の移転については、所有権そのものを後継者に移転させるのがベストですが、まずは会社の利用権確保が必須になります。

今回は、技術的な話が中心になりましたので、少し分かりにくくなったかも知れませんが、詳しくお知りになりたい方は、当所産業振興課(320505)までご連絡ください。

### 井上弁護士プロフィール

昭和49年 大阪府八尾市生まれ  
慶應義塾大学経済学部卒業  
平成20年 井上晴夫法律事務所開業  
専門は多重債務問題の他、事業承継や下請代金法等の中小企業法務、スポーツ法。経済学部卒業の経歴を活かし、若手ながら日弁連の中小企業支援プロジェクトチームに所属し、島根県においても事業承継ネットワークの地域担当弁護士を務める。